令和８年（フ）第３７５７号
大阪府高槻市安岡寺町６－６－１　特別養護老人ホーム高槻ともしび苑、住民票上の住所　大阪府高槻市淀の原町22番17号
債務者　豊田　隆生（法定代理人成年後見人畠田健治）
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大江　智子
４　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７７０号
大阪市生野区小路３丁目16番17号
債務者　宮田　直樹
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　渡辺　　慧
４　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３２号
長崎県島原市柿の木町2954番地　柏野住宅つばき棟301号
債務者　平川　晴香
１　決定年月日時　令和８年８月７日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　渡邉　雅大
４　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで　長崎地方裁判所島原支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第８９７号
名古屋市千種区仲田２丁目15番７号　プレサンス池下トレス602号、従前の住所愛知県あま市中萱津大坊43番地３
債務者　稲垣　和剛
１　決定年月日時　令和８年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１４６４号
愛知県知多市西巽が丘２丁目２番地の19
債務者　加藤まどか
１　決定年月日時　令和８年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５１２号
愛知県海部郡大治町大字北間島字宮東５番地　ファミール宮305号
債務者　髙島　英人
１　決定年月日時　令和８年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５８９号
名古屋市緑区大高町字神戸３番地の３　㈱明正寮
債務者　西川　　護
１　決定年月日時　令和８年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５９８号
名古屋市緑区漆山847番地、従前の住所愛知県豊明市栄町南舘３番地1114　有明荘102号
債務者　中山　裕斗
１　決定年月日時　令和８年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６０２号
愛知県春日井市大和通１丁目90番地　コーポサンマツオカ203号
債務者　工藤　　純
１　決定年月日時　令和８年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６１４号
名古屋市中村区乾出町４丁目１番地　グリーンコーポ乾出202号
債務者　川本　　拓
１　決定年月日時　令和８年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６１７号
名古屋市中区千代田３丁目27番22号　プレサンス鶴舞公園セラヴィ503号
債務者　太田　光紀
１　決定年月日時　令和８年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６２０号
名古屋市中川区高畑２丁目306番地　リバティ高畑Ａ102号、従前の住所岐阜県羽島市小熊町５丁目215番地１　ファミーユ堀Ｃ棟201号室
債務者　村松　　樹
１　決定年月日時　令和８年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７５８号
名古屋市北区上飯田東町５丁目42番地　市営上飯田荘２棟1001号
債務者　水野　　淳
１　決定年月日時　令和８年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８３９号
愛知県春日井市味美町１丁目137番地　ガウディ味美203号
債務者　市川　星太
１　決定年月日時　令和８年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２０４０号
名古屋市北区中切町５丁目１番地　県営川中住宅２棟512号
債務者　中村　　愛
１　決定年月日時　令和８年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第６４０号
北九州市八幡西区紅梅１丁目３番１－502号
債務者　熊谷はるか
１　決定年月日時　令和８年８月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第２５２号
北海道久遠郡せたな町北檜山区豊岡284番地１　豊岡高台団地Ｂ－54号室
債務者　森山　裕美
１　決定年月日時　令和８年８月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで　函館地方裁判所